

診療施設届出事項変更届

年 月 日

東京都知事 殿

開設者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録 (有・無)

電話番号

ファクシミリ番号

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更 する 診療 施設	ふ り 名	が な 称			
	ふ 開 り 設 場 所	郵便番号			
	電話番号		ファクシミリ番号		
	変 更 年 月 日		年 月 日		
変 更 事 項	1 開設者の住所及び氏名 2 診療施設の名称 3 住居表示の変更 4 診療施設の構造設備 5 管理者の氏名及び住所 6 診療の業務を行う獣医師名 7 診療の業務の種類 8 法人の定款 9 放射線診療装置関係 (エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)				
	(変更前)				
	(変更後)				

注意事項

- 1 この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後 10 日以内に行うこと。
- 2 変更事項は、1 から 9 までの中から選んで○を付けること。なお変更事項が4 の場合は診療施設の平面図の写しを、5 又は6 の場合は獣医師免許証の写しを添付すること。
- 3 放射線診療装置関係の変更事項は、次のものを指す。
 (1) 放射線診療装置等の新規導入・更新・廃止 (2) 放射線診療装置使用室の構造設備の変更 (3) 予防措置の変更 (4) 放射線診療に従事する獣医師、放射線取扱主任者及び放射線管理責任者の変更
- 4 放射線診療装置関係の変更の場合は、別記第2号様式から第2号様式の6まで及び第5号様式の中から該当するものを選び添付すること。